

郡山市議会政務活動費検討委員会
報告書

平成29年8月21日

郡山市議会政務活動費検討委員会

I 【設置目的】

政務活動費の社会経済情勢等を踏まえたより適正な運用等に関し検討を行うため設置する。

II 【構成】 定数 12名

委員長	佐藤	徹哉
副委員長	栗原	晃
委員	箭内	好彦
	蛇石	郁子
	飯塚	裕一
	折笠	正
	佐藤	栄作
	山口	信雄
	岩崎	真理子
	但野	光夫
	塩田	義智
	近内	利男

III 【経過報告】

日程	主な活動状況
平成29年2月20日	第1回委員会開催 正副委員長を互選 スケジュールに係る協議
平成29年3月17日	第2回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議
平成29年4月21日	第3回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議
平成29年5月26日	第4回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議
平成29年6月28日	第5回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議
平成29年7月25日	第6回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議

日程	主な活動状況
平成29年8月9日	第7回委員会開催 政務活動費に係る課題についての協議
平成29年8月21日	第8回委員会開催 これまでの協議結果についての協議

IV【協議項目】

No.	政務活動費の運用における課題
1	支出時期の考え方
2	交付方法
3	旅費の支出
4	視察報告書
5	按分の考え方
6	現金以外の取扱い
7	要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について（追加）
8	備品の耐用年数について（追加）
9	新聞雑誌等購読料の取扱いについて（追加）
10	協議結果の適用時期について（追加）

V 【協議結果】

1 協議結果一覧

No.	政務活動費の運用における課題	結果
1	支出時期の考え方 【協議回数：2回】	結審（第3回：H29.4.21） 現行どおりとする ※支払いの取り扱いについては、原則、請求があった年度内の支払いに努めたうえで、領収日が属する年度分として取り扱うことに決定。
2	交付方法 【協議回数：2回】	結審（第3回：H29.4.21） 現行どおりとする
3	旅費の支出 【協議回数：1回】	結審（第3回：H29.4.21） 現行どおりとする
4	視察報告書 【協議回数：1回】	結審（第3回：H29.4.21） 現行どおりとする
5	按分の考え方 【協議回数：4回】	結審（第7回：H29.8.9） 現行どおりとする
6	現金以外の取扱い 【協議回数：2回】	結審（第5回：H29.6.28） 現行どおりとする
7	要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について 【協議回数：1回】	結審（第6回：H29.7.25） 現行どおりとする
8	備品の耐用年数について 【協議回数：2回】	結審（第7回：H29.8.9） 現行どおりとする
9	新聞雑誌等購読料の取扱いについて 【協議回数：1回】	結審（第7回：H29.8.9） ○資料購入費の「新聞雑誌等購読料」の費目を「新聞（日刊紙）購読料」と「雑誌等購読料」に分割し、日刊の新聞は、「新聞（日刊紙）購読料」とし、日刊紙以外の新聞は「雑誌等購読料」として取り扱うことに決定。
10	協議結果の適用時期について 【協議回数：1回】	結審（第7回：H29.8.9） ○平成29年度下期分（10月1日）以降の領収書分からの適用とすることに決定。

2 協議結果概要

(1) 支出時期の考え方について

- ◇ 電話料等（電話料（携帯電話含む）・インターネット等接続費用）の領収日が、金融機関の営業日の都合により翌月に繰り延べられた場合の支出時期等の取扱いについて

【決定事項】

- ・領収日が営業日の都合で翌月となる場合、本来領収されるべき月分として整理する。（年度末に4月となる場合も3月分とする。）
- ・支出明細書兼支出証明書（電話料等）の様式の一部改訂。

- ◇ 年度末請求における年度区分の取扱いについて

【決定事項】

- ・現行どおり、支払いの取り扱いについては、原則、請求があった年度内の支払いに努めたいうで、領収日が属する年度分として取り扱う。

なお、出納整理期間は設けない。

- ◇ 年度をまたぐものの取扱いについて、政務活動費からの支出を各年度で分割して行うか、最終支払月の成果確認後にまとめて行うかについて

【決定事項】

- ・2種類の方法を認める。
 - ① 各年度で分割して支出する取扱い
 - ② 成果確認後にまとめて支出する取扱い
- ・政務活動費の手引きにそれぞれの事例、補足説明を記載する。

(2) 交付方法について

- ◇ 政務活動費の交付について、現在は、会派に前払いし、年度終了後に残額を返納しているが、会派への交付を後払いとすることについて

【決定事項】

- ・現行どおり、先に会派に対して交付する。
- ・政務活動費が会派に交付された後、議員が一旦立て替えした分を経理責任者に請求して支払いを受けている現行の取扱いについて、今後、ウェブサイトや議会だより等により、市民に説明していく。

(3) 旅費の支出について

- ◇ 旅費の計算方法・日当の取扱いについて

【決定事項】

- ・現行どおり、日当も含め「郡山市職員等の旅費に関する条例」に準じて支出する。

- ◇ キャンセル料の取扱いについて

【決定事項】

- ・現行どおり、やむを得ない事情がある場合のみキャンセル料の支出を認める。
- ・政務活動費の手引きにやむを得ない事情の事例を記載する。

(4) 視察報告書について

◇ 視察報告書等の作成者について

【決定事項】

- ・現行どおり、視察内容等を会派の報告書として1部作成する。

(5) 按分の考え方について

◇ 現行の、政務活動と政務活動以外の活動との区別が困難な場合に適用している按分率の考え方について

【決定事項】

- ・現行どおり、政務活動1/4、議員活動1/4、私的生活1/2とする。
- ・附帯意見として、按分率を社会経済情勢の変化に応じて臨機応変に検討できるような体制の整備が必要との意見を付する。

◇ リース物品等の経費に関する按分について

【決定事項】

- ・現行どおり、リース物品、備品には按分を適用しない。

(6) 現金以外の取扱いについて

◇ 口座引き落とし、クレジットカード、電子マネー、プリペイドカード等現金以外での支払いに関する取扱いについて

【決定事項】

- ・現行どおり、以下のとおりと決定。
- ・口座引き落とし、クレジットカードでの支払いは、口座からの支出時点を支払日とし、政務活動費を請求できる。
- ・電子マネー、プリペイドカードでの支払いも認める。
- ・金券（図書券、図書カード、商品券等）での支払いは認めない。

(7) 要請・陳情活動費における、要請・陳情相手方について

◇ 現行では、国・県などの公的な機関のみ対象としているが、国会・県会議員などの個人も対象とすることについて

【決定事項】

- ・現行どおり、国・県などの公的な機関のみ対象とする。

(8) 備品の耐用年数について

- ◇ 現在、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた耐用年数（以下「法定耐用年数」という）に則りW i - F i（ワイファイ）機器を耐用年数10年として取り扱っているが、パソコンが4年であること等を踏まえると、実態にあっていないことから、耐用年数の考え方について

【決定事項】

- ・現行どおり、法定耐用年数に則り取り扱う。
- ・ICT化の進展等による新たな機器の導入等も考慮し、法定耐用年数の改正等について国の動向を注視していく。

(9) 新聞雑誌等購読料の取扱いについて

- ◇ 日刊の新聞とそれ以外の新聞（教育新聞、農業新聞等）の取扱いについて

【決定事項】

- ・資料購入費の「新聞雑誌等購読料」の費目を、①「新聞（日刊紙）購読料」、②「雑誌等購読料」に分割し、日刊の新聞は①とし、それ以外は②として取扱う。

(10) 協議結果の適用時期について

- ◇ 運用に変更が生じた事案の取扱いの適用時期について

【決定事項】

- ・平成29年度下期（平成29年10月1日以降分）の領収書分から適用する。